

「表紙共16枚」

令和6年12月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年1月8日(水曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 中島幸一郎
2 番 中島浩司	13 番 平川 修
3 番 飯田 隆	14 番 横田秀喜
4 番 穴井浩司	15 番 川津清則
5 番 河津祐二	16 番 井上俊勝
6 番 川良澄子	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	19 番 河津裕治
10 番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

12月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 1月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 第5回 役員会報告

(2) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 14番 横田秀喜 委員

(農地利用最適化推進委員) 夜明区域担当 森山周次 委員

(3) 1月現地調査

[日時] 1月27日(月) 午前9時～ *調査委員のみ

(4) 農業委員会役員と日田市消費者団体連絡協議会理事との意見交換会

日にち: 1月27日(月) ※午後2時からの日田市消費者団体連絡協議会理事会終了後に開催 *農業委員会役員

会場: 7階 701会議室

(5) 1月調査委員会

[日時] 1月30日(木) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(6) 1月定例総会

[日時] 2月10日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(7) 行事日程

1月14日(火) 農業委員会 地区別セミナー(玖珠町)

1月21日(火) 農業委員会 先進地視察 [行先] 福岡県うきは市

(8) その他

- ・ 12 月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 12 月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>皆様、あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、湯浅正徳農業委員、原田文利農業委員、梶原真悟農業委員、高瀬俊和農地利用最適化推進委員から欠席の連絡を頂いております。佐谷野推進委員が少し遅れるそうです。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りします。議事進行上発言される場合は、挙手をして議長の指名した後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これからは会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、新年おめでとうございます。</p> <p>昨年中は、農業委員の方々、推進委員の方々、相当仕事に出ていただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本年も、いろいろな仕事がありますので、皆様、協力しながらやっていただきたいと思います。</p> <p>また農業委員会は、農業委員さんと推進委員さんで構成されておりますが、活動目的について、今年は、地域に根ざした委員、また信頼していただけるような委員を常に心がけて、新しい年の目標にしていきたいと思います。</p> <p>また、それから、去年からもずっとそうですけど、農産物の価格ですね。「米・野菜が高い」という話もよく出ておりますけど、工業製品に比べ、農産物というのは、やっぱり利益を先に考えたりするものじゃございませんのでですね、今日、あとの新年会の時に話したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>す。</p> <p>それでは着座いたしまして議事進行してまいりたいと思います。 会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに、異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。 議事録署名にお願いしたいお二方は、14番 横田秀喜委員、17番 財津満寿光委員のお二方にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは議案訂正がございましたら事務局お願いいたします。</p> <p>はい。 今月議案訂正が1か所ございます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件の部分です。 議案書の3頁をお開きください。 3頁の70番が、議案発送後の昨日1月7日付けで、申請者より取下げの申請がありましたことから、今回、議案から削除ということになりますので、よろしく申し上げます。 以上です。</p> <p>はい。 それでは、早速議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、3番 飯田隆委員、9番 樋口虎喜委員、16番 井上俊勝委員の3名でございました。</p>
---	--

<p>調査委員長 (飯田隆)</p>	<p>調査委員長は3番の飯田隆委員です。 よろしくお願ひします。 すいません。 それでは一言お願ひいたします。</p> <p>こんにちは。 あけましておめでとうござひます。本年もどうぞよろしくお願ひします。 先月、昨年末、12月23日に現地調査を行っております。 私と9番樋口委員、16番井上委員と、あと事務局の方で現地を見てまいりました。 どうぞ、今日はよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは議案に入りたいと思ひます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件、5件でございます。 事務局は説明をお願ひいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは、議案書1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は4件の申請がありました。 番号66、大字石井〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が97㎡です。 譲渡人は石井町三丁目の〇さん、譲受人は石井町二丁目の〇さんです。農地の隣接地に居住する譲受人に譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。県道朝田日田線を石井小学校方面に進みまして、長者原団地の中にあります赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真です。 続いて番号67、大山町西大山〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が608㎡です。 譲渡人は大山町の〇さん、譲受人は大山町の〇さんです。規模縮小のため譲り渡したい、譲り受けて規模</p>

拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道212号を大山方面に進みまして、道の駅水辺の郷おおやまさんから右折しました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので3か所から写真を撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③、一番奥から撮った写真になります。

続いて番号68、大字東有田〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計2,548㎡です。

譲渡人は諸留町の〇さん、譲受人は諸留町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田振興センター方面に進みました赤い丸のところ2か所が現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。2筆ありますので、二つの写真を流していきます。〇の写真です。〇の写真です。

続いて番号69、天瀬町女子畑〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,888㎡です。

譲渡人は天瀬町の〇さん、譲受人は刃連町の〇さんです。自宅から距離があり、管理が困難であるため譲り渡したい、実家近くの農地であり叔父が農地を託したい希望があるため譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道岩戸五馬日田線を特別養護老人ホーム敬天荘さんに進みました西側の赤い丸のところは現地になります。あわせまして譲受人のご実家の方をここに明記させていただいております。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので東西から取りました写真を2枚流したいと思います。写真方向①の写真です。反対から撮りました写真方向②の写真です。

それでは現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。

調査委員長
(飯田隆)

はい。

私たちが見た中では何の問題無いと思います。審議の方、よろしくお願いします。

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の1頁目が農地法第3条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。 私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思えます。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。無かったらですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。私から議案書4頁、議案第2号農地法第4条の申請について説明いたします。今月は3件の申請が出ています。</p> <p>番号27、申請地は大字西有田○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は508㎡です。</p> <p>申請人は坂井町の○さんです。申請理由は、資材置場用地及び駐車場用地として使用したい、とのことです。</p> <p>場所の説明です。国道212号を大分県済生会日田病院さん方向に進み、日田信用金庫清水支店さん交差点を右折し、坂本橋を渡り50メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。2枚に分けて写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。次に土地利用計画図です。現在ある自宅横の細い水路に合わせて、資材置場裏の図面の点線部分に当たるこの水路を造るようしております。</p> <p>次に番号28、申請地は大字庄手○ほか5筆の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。6筆の合計面積は926㎡です。</p> <p>申請人は日ノ隈町の○さんです。こちらの案件は、駐車場用地として使用したい、とのことです。</p> <p>場所の説明です。日ノ隈町交差点から県道石井庄手線を石井方面に進み、○の横の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。申請地が広いため、写真を2枚に分けて撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。</p> <p>次に番号29、申請地は大字有田○の第2種農地です。地目は登記簿 畑、現況 宅地、面積は304㎡で</p>

	<p>す。</p> <p>申請人は有田町の〇さんです。申請理由は、農業用施設の堆肥舎として既に利用しているが、許可を得ていなかったためです。こちらは農業振興地域内の農地であったため、今回、農業用施設用地に用途変更を行い、4条申請を提出するものになります。また、こちらの施設は令和3年に建設しており、追認の案件となりますので始末書を後日徴取いたします。</p> <p>場所の説明です。西有田公民館から市道石松須ノ原下畑線を東へ進み、〇敷地内にある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。黄色い点線部分が令和3年に建設された追認部分の建物になります。</p> <p>以上、4条は3件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
<p>調査委員長 (飯田隆)</p>	<p>はい。</p> <p>29番1件が追認ということですが、残りについては問題無いと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の2から3頁が農地法第4条についてになっております。全てに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように追認が1件、あと残り2件は許可ということですので</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>います。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項及び6項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 ご承認頂けましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号は原案通り、許可相当といたします。</p> <p>続きまして6頁です。 議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書6頁、議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件についてです。今月は、1件の事業計画変更申請がありました。</p> <p>番号2、申請地は日田市大字日高〇の第3種農地です。地目は、登記簿 田、現況 雑種地です。面積は728㎡です。申請名義は〇さんです。</p> <p>こちらの案件は、令和5年6月8日付けて3区画の宅地分譲用地の内容にて5条許可を出しておりましたが、〇の社員用共同住宅用地に変更する申請です。</p> <p>場所の説明です。三芳幼稚園から市道駅北三芳線を刃連町公民館方面に進んだ途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。当初の3区画の分譲用地の計画図です。こちらが今回変更申請での共同住宅計画図です。</p> <p>以上、農地法第5条の規定による事業計画変更申請は1件となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はいありがとうございます。</p> <p>議案3号です。農地法第5条の規定の事業計画変更申請の件でございます。</p> <p>これにつきまして、何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは議案第3号 農地法第5条の規定の事業計画変更申請の件、事業計画変更したいと思います。</p> <p>次に7頁です。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件、2件でございます。</p> <p>事務局はお願いいたします。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書7頁、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてです。今月は2件の申請がありました。</p> <p>番号48、申請地は大字高瀬○の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 雑種地です。合計面積は3.41 m²です。</p> <p>譲渡人は琴平町の○さんです。譲受人は2名共有で琴平町の○さんと同じく琴平町の○さんです。こちらの案件は、数十年前から自宅の進入路として使用していましたが、許可を受けていないことが判明したため、今回分筆を行い、5条申請を提出する案件になります。なお、追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。</p> <p>場所の説明です。高瀬小学校から琴平温泉に向かう市道平原線途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>続いて番号49、申請地は大字日高○の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況は畑です。面積は456 m²です。</p> <p>譲渡人は刃連町の○さんです。譲受人は刃連町の○さんです。申請理由は、貸駐車場用地として造成したい、とのことです。</p> <p>場所の説明です。JR豊後三芳駅より北に400メートルほど進んだ○横の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>以上、5条は2件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
<p>調査委員長 (飯田 隆)</p>	<p>はい。これも1件追認があります。もう1件の方は別に問題無いと思います。よろしく願います。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の4から5頁が農地法第5条についてになっています。 全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が1件ですね、あと1件は問題が無いという ような意向でございます。 皆さんの中で何かあればご発言を頂きたいと思います。 ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しない ため許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。 議案第4号は、原案通り許可相当といたします。</p> <p>はい、調査委員長さん、これで終わりでございます。 一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (飯田 隆)</p>	<p>はい。大変ありがとうございました。 今回は、3条と4条、5条ということで、12月で多少多いかなと思ったんですが、10件で、スムーズに 現地調査は終えることができました。 ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、お疲れさまでございました。</p> <p>それでは8頁です。 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件。新規3件、再 設定2件、解除条件付再設定1件でございます。 それでは、それぞれの委員の方々のエリアにおいてご確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙 手をしてご発言願いたいと思います。 よろしいですか。 それでは、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各 号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。 ご意見がなかったらですね、ご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして11頁です。 議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、10件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>それでは議案書の11頁、議案第6号 現況証明書の発行についてでございます。今月は10件申請がございます。</p> <p>まず番号40、大字高瀬〇で、登記簿は畑、現況は山林、面積は457㎡です。 申請人は東京都世田谷区、〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。 場所にまいります。日田バイパスをサッポロビール日田工場方面に向かう途中のバイパスの南に、また、高瀬小学校の南側に位置する赤丸で示した場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっております。次は拡大した航空写真で赤い線が申請地でございます。字図でございます。写真方向を①から④で撮影しました。まず、①の現況写真です。続きまして②の現況写真です。次に、③の現況写真です。最後に④の現況写真です。クヌギや雑木が成長をしていたところでございます。</p> <p>こちらは発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。</p> <p>次に番号の41、大字高瀬〇で、登記簿は田、現況は公衆用道路、面積は70㎡です。 申請人は番号40と同じ、東京都世田谷区、〇さんでございます。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。</p> <p>場所にまいります。県道の小畑日田線で高瀬小学校前を過ぎて南下し、高瀬川方面に左折した赤い丸印の場所になります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが拡大した航空写真で赤い線が申請地になっております。字図です。写真方向①と②で撮影をしました。①の写真でございます。続いて②の</p>

写真です。この申請地は、平成10年4月7日、日田局農振第34-3で4条許可を受けたものでございます。転用目的は道路用地で、道路として使用されております。発行基準の4、農地転用許可申請書に記載した目的どおり転用され非農地化した土地に該当するものでございます。

次に番号の42、大字高瀬〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は244㎡でございます。

申請人は大字高瀬琴平町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

場所でございます。日田バイパスの美濃交差点を南下し、本川牧場方面に向かう途中を左折した赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から④で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況写真です。最後に④の現況写真です。写真のとおり、杉や雑木が生育していますが、土地の三方向を山林に囲まれ、採光が悪く、薄暗い状況にありました。こちらは、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものでございます。

次に番号の43、大字花月〇、登記簿は田、現況は山林、面積は646㎡です。

申請人は大字花月伏木町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて農地を整理するためです。

場所にまいります。国道212号を北上し、伏木町に入り、県道日田山国線で伏木町公民館を過ぎて、右折した赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向①から④で撮影しました。まず①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況の写真です。最後に④の現況写真です。この農地は、5段、5枚ですね、5枚の階段状になっていまして、3段目からは薄暗く、竹が大量に侵入している様子が確認できたところでございます。

発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

次に番号44、大山町西大山〇、登記簿は畑、現況は宅地、面積は590㎡です。

申請人は大山町西大山の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。

場所は、国道212号を南下し、旧大山中学校の手前を市道野瀬部鎌手線に入り、上った赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向①から

③で撮影しました。①の現況の写真です。②の現況の写真です。最後に③の現況写真です。課税上は昭和56年建築となっております。

こちらは発行基準の5、既に農地また採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当をするものです。

次に番号の45、大字庄手〇、登記簿は田、現況は宅地、面積は576㎡です。

申請人は大字小迫朝日ヶ丘の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許可証を紛失したためです。場所は、日隈小学校や日隈公民館から西に進んだ赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から③で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況写真です。この申請地は昭和38年12月6日、指令農第7977号で5条許可を受けたものでございます。転用目的は宅地で、駐車場と奥の宅地として使用されております。

こちらは、発行基準の2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され非農地化した土地に該当をするものです。

次に番号の46、中津江村栃野〇、登記簿は田、現況は山林、面積は577㎡です。

申請人は中津江村栃野の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所は、国道442号で中津江振興局を過ぎて西に進み、中津江村宿泊交流体験館近くの藤蔵川と梅野川の合流地点あたりの赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から③で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況の写真です。植林し、25年から30年生の杉が生育をしていました。

こちらは発行基準の5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。

次に番号47、中津江村合瀬〇、登記簿は田、現況は山林、ほか一筆で、合計面積は2,559㎡です。

申請人は番号46と同じ〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。

場所は、この前の番号の46に近く、46が右の下の方にございますけども、これから市道宮園線を通り、中津江村宿泊交流体験館を過ぎた市道沿いの赤い丸印の場所です。航空写真で見ますとこのようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から④で撮影をしました。①は奥からの遠景写真となっております。②は筆境辺りの写真となっております。③は○の写真です。④は近景の写真となっております。この申請地は、平成4年2月7日指令農企第4-393号で4条許可を受けたものです。転用目的は山林で、30年生の杉が生育をしていました。

こちらは発行基準の2、農地転用許可申請書に記載した転用目的どおりに転用され非農地化した土地に該当するものです。

次に番号48、大字東有田○、登記簿は畑、現況は山林、ほか5筆、合計面積は4,084㎡でございます。

申請人は大分市の○さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所は、東有田中学校や東有田振興センターの北側に位置しております。航空写真で見ますと、このようになっております。6筆ございますので、地番の若い順に説明をいたします。

まず○です。○の拡大した航空写真です。字図です。写真方向①と②で撮影しました。①の写真です。②の現況写真です。竹が大量にあり、雑木も見られる状況でございました。

次に地番○です。登記簿 畑、現況 山林、面積は1,487㎡です。こちらは筆界未定地となっております。青い線で囲まれた土地に、この筆を含め、3筆ございます。他の2筆は、登記簿は原野、現況 山林で3,470㎡です。合計4,957㎡で、所有者は全て申請者となっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①と②で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。杉や雑木が混在している状況が見てとれました。

次に○と○です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向①から③で撮影しました。①は遠景の写真でございます。②は○の現況写真です。③は○の現況写真です。申請地は、周囲を柵で囲っていたため、中に入れませんでした。写真のとおり竹で覆い尽くされている状況でございました。

次に地番○と○です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を○は①と②、○は①から④で撮影しました。まず、○の①は東側からの現況写真です。②は逆に西側からの現況写真となります。道路に取り込

まれ、残地の様子でございました。

次に○の①の現況写真です。②です。③です。④です。こちらは杉林となっていました。

以上で写真を終わります。

こちらは発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものでございます。

続きまして、最後でございますが、番号の49、川原町○、登記簿は畑、現況は畑、面積は194㎡ですが、敷地内に鉱泉施設、温泉施設ですね、温泉施設があり、市が賃借料を支払っている土地でございます。

場所は、三隈川に架かる銭淵橋の北詰めにある照蓮寺の東隣の赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。黒い塗り潰しが鉱泉施設、黒い点線がフェンスに囲まれた埋設の施設です。申請者宅は青い線で囲んだ場所になります。写真方向を①から⑤で撮影をしました。①の現況写真です。奥に鉱泉施設が写っている状況です。②は東側の民家との境の写真で、申請地は1m以上高くなっている状況です。③、こちらは少し南向きの写真です。④、白い建物が申請者宅となっております。⑤、こちらは東向き方面になります。

この申請地は、現在、宅地と申請地は隣り合っていますが、申請者が宅地と建物を売却することになりました。売却すれば、申請時に行く手段がなくなり、完全な袋地となるものです。現在、野菜の耕作状況がありますが、申請者による耕作ではなく、近所の人が耕作しています。また畑部分には、鉱泉施設からの輸送管が埋設し、こちらの黄色い点々で囲った部分ですね、埋設しており、耕作にも制限がある畑となっております。

こちらは、発行基準の4、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地に該当するものです。

発行基準4には、これまで出ましたとおり、森林の様相を呈している等、というものもございまして、この要件も基準にございます。

以上の案件につきまして、地区担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<p>推進委員 (野村常雄)</p>	<p>まず、高瀬地区の野村推進委員さんお願いいたします。</p> <p>はい。高瀬地区の野村です。 12月19日に現地を回りまして、発行基準どおりの状態でありますので、非農地と認めたいと思います。 41は、道路として写真のとおり使用されているので、非農地と認めます。 42番ですが、もう周りも山林であり、農地、畑地として戻すには、もうちょっと難しいかなと、非農地として認められるところです。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして三花地区の酒井推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (酒井明巳)</p>	<p>三花地区の酒井です。 12月19日に見に行きまして、雑木や竹林であるために条件整備が著しく難しいものと認めます。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして、西大山の河津推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。44番の件ですが、もう畑ではありません。ご覧のとおり、もう宅地になってますので、非農地だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 次は45ですが、ちょっと後にずらしまして、番号46・47、中津江・上津江地区の石川推進委員さん、</p>

<p>推進委員 (石川元和)</p>	<p>お願いします。</p> <p>はい。上・中津江地区担当の石川です。 12月20日に事務局さんと、46・47を回ってきました。問題無いと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 続きまして、東有田地区の穂本推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (穂本基稔)</p>	<p>はい、東有田地区の推進委員の穂本です。 現況調査に行ってみましたが、○、それから○については、竹林と雑木は混在しておる状況で、人が一人は入って行けるような状況でありました。 それから、地番○については、横が畑となっております、その法面ということになります。 そういった状況を見てきました。 それから地番○、これについては、樹齢40～50年生の杉山で、農地復元については無理ではないかというように思っております。 それから地番○と○については、竹林と雑木が混在しております、中に入って行くのも困難な状況になっておりましたので、農地復元については難しい、という判断をいたしました。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 続きまして先ほど飛ばしました番号の45、日田・五和地区の末武推進委員さん、お願いしたいと思いません。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい、まず45番ですが、これは住宅が建っております、住宅と駐車場として利用しておりますので、これは問題無いと思います。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>13 番 (平川修)</p> <p>事務局 (武内義則)</p>	<p>それから 49 番ですが、これは鉱泉地ですね。実際、鉱泉地ですが、多分本人の申請で、鉱泉地のポンプの無いところが、家庭内菜園で、典型的な家庭内菜園ですね、ちょっと一部、野菜を作ってるんですが、固定資産税の方がですね、鉱泉地と宅地と一筆なんですけど、分割課税をしている状況です。</p> <p>ですから、本人の希望で、鉱泉地は、どうしても固定資産税が高いもんですから、宅地として、評価してもらった状況だろうと思います。これも問題無いと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。 事務局からの説明は、以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。 議案第 6 号、現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。10 件ございました。この中で何かお聞きしたいことがあったら、教えてください。</p> <p>平川委員どうぞ。</p> <p>はい、ちょっと教えてください。 44 番、大山の件ですが、立派に家が建っているんで、非農地では問題無いんですけど、こうやって家建てる時、建築確認などがあるはずで、こういった形で、こういった状況が発生するのかな、というのは、ちょっと、教えていただきたいと思ひまして、よろしいですか。</p> <p>その件につきましては、申請人の方から詳しい話は聞いておりません。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>平川委員、よろしいですか。</p>
<p>13 番 (平川修)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございますか、樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、2点ほどお聞きしたいんですが、41番ですね。 41番、高瀬ですけど、何か立派な道みたいで、これ申請自体は問題無いと思いますけど、これは公道、日田市道とかじゃないんですね。私道かなと。公道であれば、ちょっと東京にいる方が、これを、どうするかと思ひまして、通行止めとかにされると、ちょっとトラブルはなるんじゃないかなと思ひておりますが、現況の道路の状況ですね、市道とか私道とか、その辺りのところが分かれば教えていただきたいと思ひております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>こちらは、登記上は公衆用道路という風で、課税上はですね、そうなっております、公道にはなっていないと思ひます。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、分かりました。公道でなければ問題は無いかなと思ひます。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それから49番ですね。鉱泉地の件ですけど、これは立派に農地として、今使っておりますので、農地として使われておって、何か処分するということですので、現況証明というか、これよりは3条とか5条とかにすると、いいんじゃないかなという風な感じはしておりますけど、わざわざ現況証明で、何か証明をもらって、地目を変えて売買するのか、その辺りは分かりませんが、売るのであれば、3条申請とか5条申請じゃないかなと思いますけど、その辺りのところご説明頂ければと思います。</p> <p>事務局、いいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>こちらの農地、この申請地ですね、こちらは売買等はしない見込みです。ですので、ここだけ残る所有者が持っている土地ということですけども、現況が、非農地に該当するという風な申請です。売るのは、青で「戸建て」と書いてあるところの建物と土地です。で、赤のところは残ります。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>それでは袋地ですので、ひょっとしたら売れないかもしれんけど、申請自体は問題無いと思うけど、その辺り、解って何かそうする意味が無いですね。宅地にしようが、農地にしようが、袋地でそこに行けなかったら売れないので、わざわざこういう申請をする必要も、みんな農地は農地で作ってますからね。</p> <p>何かあんまり意味が解らいという感じがありますけど、何かその辺りのところを。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>すいません。補足でございます。</p> <p>今耕作しているのが、所有者本人じゃありません。多分、隣の家の方が、ちょっと写真じゃ判り辛かったんですが、隣の土地と1.5mぐらい段差がありまして、そこにブロックを置いて、よじ上ってきて、耕作をしているような状況でございました。</p> <p>武内の説明とちょっと重複する部分でございますが、この土地が、鉱泉地、温泉の埋設地なので、大変小規模な畑でございまして、耕作も大変制限がございまして、そして、耕作も高齢者の趣味程度でありまして、</p>

<p>事務局 (武内義則)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>4 番 (穴井浩司)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>農地法の想定している耕作ではない、ということからですね、こちら発行基準でございます、その土地の周囲の状況から見て継続して利用することができないと見込まれる土地、ということで証明の申請を上げているところでございます。</p> <p>あと追加の説明でございますけども、この土地が出た原因というのは、この戸建てを売る際に、建物が、ちょっとこの敷地に出ている状態です。青の線を超えて赤の線に入って、建物がある状態ですので、売るときに出てる分を分筆する必要があるんですけども、その分筆する際に、転用をかけるのか、非農地なのか、というようなのが発端の理由です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい、穴井委員どうぞ。</p> <p>4 番 穴井です。</p> <p>鉱泉地とかについては、正規の課税というのは、通常、1坪分 3.3 m²で金額が 350 万円とか、そういう値段で評価してると思います。区分課税でやっていると思いますので、今、樋口委員が言われましたように、現地から農地になってるので、正直な話、分筆して、宅地分と分けてするのが本当じゃないのかなと思うんですけど、農業委員会としてですね。結局、面積の許可について、今まで、農地を取得するのに 2 反以上とかいう条件がありましたけど、もうそういう要件がありませんので、その分については、別に問題無いんじゃないかなと、農地で残ってるとしても、と思うんですが、いかがでしょう。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
---	--

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>先ほど事務局長の方からも話がありましたけども、今、作っている方が、任意で作ってもいいよ、という形で、作っている。その方が作らなくなったとき、草が入るのを防止するようなことで、作っていいよと話してる状況でですね、その方がもし作らないようになったとしたら、ここは本当に全然行き来ができないような状態になってですね。ということになると、農地として残しておく理由も無いのかな、という風に判断した経緯がございます。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。今の話でいきますと、結局なんですか、そうなった時点で、非農地になった時に非農地証明でいいんじゃないかと思うんですが、今現在はどう見ても農地なので、非農地証明を出せるのかなと思ってですね。この現地の写真を見た時に、誰が作っておるというのは関係無いと思うんですけど、あと、もう一つ鉱泉地については、分筆するのが本当かと思います。 鉱泉地を市が借受けするのを中止にする、ということではないんですよ。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>それは変わらないと思います。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>継続してするんですよ。旅館街に引っ張る温泉ですよ。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>そうです。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>これをそのまま使っていくんだと思うんですけど、袋地だから、いろんな問題があると思うんですけど、なかなか難しい問題だと思しますので、なかなか言いにくいですね。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>だから、そうなった時にすればいいんじゃないかな。だから、もし本当を言ったら、宅地部分を分筆して売るのであれば、今分筆して、5条申請か、現況証明といいますか、もう昔から宅地にしておった、というその部分だけを、非農地証明でも出せばいいのかな、という気がするんですけど。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>よろしいですか。 すいません。最高裁の判例がございまして、そのまま読みたいと思います。 農地に該当するかどうかは、土地の状況、耕作の有無・態様、周囲の状況から見た土地の社会的に相当の利用目的、その他諸般の事業を総合的に勘案して決定すべき、というのがございます。 これも、先ほど武内が何度も説明しておりますが、大変耕作が制限されている、それからご本人様が売買する気が無い、それから、途中、こちらの下の部分ですね、所有者が売ってる建物が売れてしまえば、完全に袋地になる、その他、総合的に勘案しまして、非農地証明が出せるんじゃないか、と考えているところでございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、よろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、他に何かございませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。 はい、それでは、議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。10件でございます。 発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは、この10件発行いたしたいと思います。</p> <p>はい、それでは16頁です。 議案第7号 1月調査委員の選任についてでございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 私の指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、5番 河津祐二委員、8番 湯浅正徳委員、19番 河津裕治委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 2 月 10 日

議 長 会 長

署 名 委 員 14 番

署 名 委 員 17 番